代理店への報酬並びに代理店分担に関する覚書

株式会社〇〇(以下、「甲」という。)、株式会社〇〇(以下、「乙」という。)及び株式会社〇〇少額短期保険(以下、「丙」という。)は、 年 月 日付の甲丙間の募集代理店委託契約及び 年 月 日付の乙丙間の募集代理店委託契約(以下、総称して「原契約」という。)に基づき、代理店業務に関する分担等について、以下の通り覚書(以下、「本覚書」という。)を締結する。

第1条 (対象契約の範囲)

甲、乙及び丙は、 年 月 日以降、原契約に基づき甲乙の運営・管理するWeb Siteを経由して保険募集された保険契約(以下、「対象契約」という。)に係る代理店手数料につき、第2条に定める比率で分担することを確認する。

第2条(手数料分担比率支払い及びインセンティブ・戻入)

甲を幹事代理店、乙を非幹事代理店とし、分担比率は次の通りとする。

甲: 80% 乙: 20%

- 2. 丙は、原契約に基づき、共同募集により甲及び乙に支払うべき対象契約に係る分担手数料を 幹事代理店である甲の指定口座に8割送金し、非幹事代理店である乙に2割送金するものとす る。なお、振込手数料は丙の負担とする。
- 3. 丙は、甲に対し、初回分担手数料支払い時に、一契約に付き1回限り、3,000円(税抜き) のインセンティブを支払うものとする。なお、13か月以内の失効・解約が発生した場合は、 インセンティブの全額を戻入する(消滅時は無し)ものとし、失効・解約月の翌月末日まで に丙の口座へ振込による方法で戻入するものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第3条(業務分担)

共同募集に関する甲及び乙の役割は以下の通りとする。

	甲の役割	乙の役割
1. 業務の範囲	資料到着確認からの営業全般を担当。 資料説明・契約概要・注意喚起情報の	会員顧客に対しての資料発送業務を 担当。
	説明、申込書類の記入案内、受注作 業、入金案内、加入後のフォローの 保全業務を担当。	営業の電話は甲からかかってくる旨 の了承を得る。 資料発送費用の負担。
2. 募集チャンネル	1. 通販営業 2. 対面営業	1. 通信販売

第4条(業務分担ならびに分担比率の変更)

業務分担に追加・削除・変更が生じた場合は、三当事者協議のうえ書面にて変更できるものとし、必要に応じ分担比率も変更できるものとする。

第5条(有効期間)

本覚書は、原契約のいずれかが終了した場合、原契約の終了した日をもって当然に終了するものとする。

以上の通り本覚書を締結した証として本書三通を作成し、各々、記名捺印の上、各自一通を保有するものとする。ただし、電磁的契約手続きによる場合は、本覚書の電磁的記録を作成し、各々電子署名を付した上、各々がその電磁的記録を保存するものとする。

年 月 日

甲

Z

丙